

phone : 06-6394-1762 , 06-6392-6103

f a x : 06-6394-1774

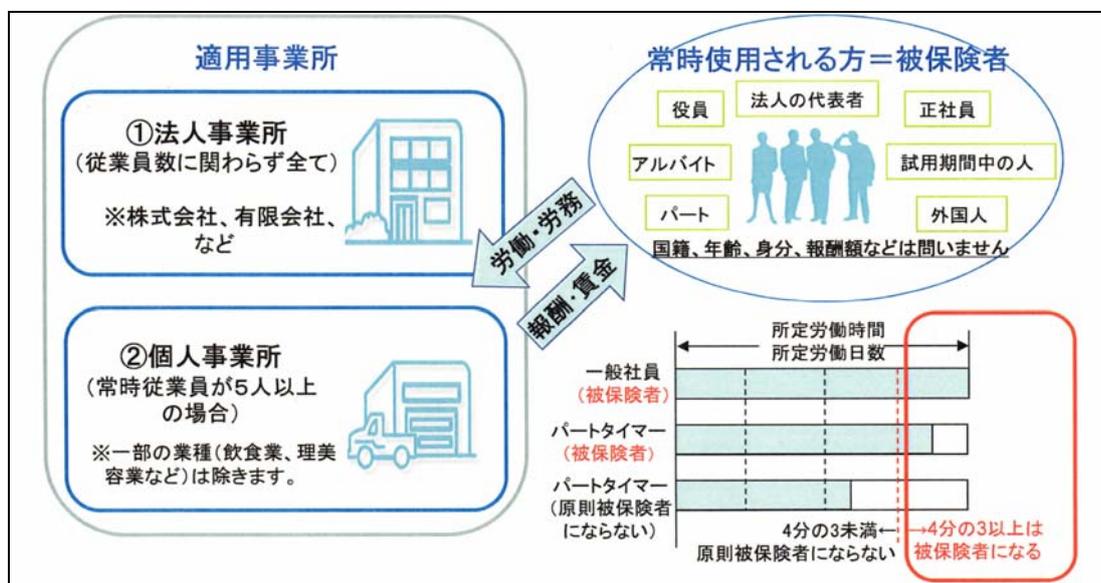
http://www.n-office.com Email:info@n-office.com

2017年11月1日

事務所ニュース Vol.228

○社会保険の強制適用について

健康保険・介護保険・厚生年金保険から成る社会保険はすべての法人事業所、常時5人以上の従業員のいる個人事業所（一部の業種を除く）が強制適用となり、適用事業所で常用的使用関係にある人が強制的に被保険者となります。



・正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマー・アルバイト等でも1週間の所定労働時間及び1カ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である従業員は被保険者となります。

・「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも、常用的使用関係が認められれば、被保険者となります。

●社会保険の被保険者とされない人は次のとおりです。一定期間を超え雇用される場合は常時使用されるものとみなされ被保険者となります

①日々雇い入れる者。但し、1ヶ月を越えて引続き使用されるに至った場合には、その超えた日から被保険者となります。

②2ヶ月以内の期間を定めて使用される者。但し、所定の期間を超え、引続き使用されるに至った場合には、その超えた日から被保険者となります。

③4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者。

④6ヶ月以内の期間を予定して行われる臨時の事業所に雇用される者。

⑤所在地が一定しない事業に雇用される者。

●平成 28 年 10 月の法改正により、1 週間の所定労働時間及び 1 カ月の所定労働日数が、正社員の 4 分の 3 未満で働く短時間労働者であっても、下記の①～⑤をすべて満たしている従業員は被保険者となります。

①週の所定労働時間が 20 時間以上（週の所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書によりその者が通常の週に勤務すべき時間）。

②勤務期間が 1 年以上見込まれること。

③月額賃金が 8.8 万円以上。

○月額から除外される賃金

- ・臨時に支払われる賃金及び 1 月をを超えるごとに支払われる賃金（結婚手当、賞与等）
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金（精皆動手当、通勤手当、家族手当）

④学生以外。

⑤従業員 501 人以上の企業（**特定適用事業所**）に勤務している。

○同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が 1 年で 6 カ月以上、500 人を超えることが見込まれる場合は特定適用事業所として、短時間労働者の適用拡大の対象となります。同一事業主の適用事業所とは、法人事業所であれば法人番号を同じくする事業所を指し、個人事業所であれば、現在の適用事業所を指します。

さらに、29 年 4 月の法改正により、従業員数が 500 人以下の会社であっても、社会保険の被保険者と上記①～④の要件をすべて満たす従業員（**同意対象者**）の 2 分の 1 の同意を得た上で、事業主が年金事務所に申出をする事で、短時間労働者が社会保険に加入することができる制度が設けられました。労使の合意が前提ですが、興味のある方は、当事務所までご連絡ください。

・健康保険の被扶養者（第 3 号被保険者）か否かを判断する年収 130 万円の基準に変更はありませんが、上記①～⑤のすべてに該当するもしくは、上記①～④に該当し、かつ労使合意を得て申出を行った事業所で働く場合は、年収 130 万円未満であっても被扶養者とならず、ご家族の務め先である事業所で社会保険に加入することになります。

今後、社会保険の適用範囲についてさらに検討が進められ、「平成 31 年 9 月 30 日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」と法律で定められているため、対象となる短時間労働者や事業所が増える可能性も考えられます。加入事業所への年金事務所の調査も 2～3 年のサイクルで定期的に行われるようになっており、加入させるべき人を加入させていないと、法律上は 2 年前までさかのぼって保険料を徴収できるようになっていますのでご注意ください。

○当事務所からのお知らせ

・平成 29 年度 労働保険料第 2 期分の納付について

労働保険料第 2 期分納付期限は口座振込の事業主様は 10 月 31 日（火）です。お振込がお済みで無い事業所様は、至急お振込をお願い致します。

後記

紅葉の季節を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

御堂筋の銀杏も色づく時期ですが、年々色付きが遅くなって最近ではクリスマス時期近くまで葉が残っているように感じます。そういう意味では気候変動をより身近に感じる時期なのかもしれません。とはいえぐっと冷え込む季節ですので、風邪などひかないようお気を付け下さい。(HT)

